

居宅介護支援事業所 管理者 様
(看護) 小規模多機能型居宅介護 管理者 様

神戸市福祉局

神戸市高齢者等に対する新型コロナワクチン接種円滑化業務における
接種困難者の報告について(依頼)

平素は、本市の高齢福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和3年5月31日に依頼いたしました「神戸市高齢者等に対する新型コロナワクチン接種円滑化業務」の受託につきまして、追ってお知らせすることとしていた「ワクチン接種を受けることが困難である高齢者等の市への報告方法」について、下記の通りお知らせいたします。

また、業務についてお問い合わせ頂いた内容について QA の形でまとめておりますので、併せてお送りいたします。ご確認ください、事業への参加のほど、よろしくお願いいたします。

記

◆ 支援してもなお、接種を受けることが困難な方の報告について

- ・「神戸市高齢者等に対する新型コロナワクチン接種円滑化業務」により、要介護認定を受けた被保険者に対して、(1)～(3)の支援を行ってもなお、接種を受けることが困難である場合については、(4)の通り市への報告を行うこととしています。
 - (1) ワクチン接種（第1及び2回目）の予約支援
 - (2) 接種券の管理支援
 - (3) ワクチン接種会場への同行、同行支援の調整等の接種支援
 - (4) ワクチン接種を受けることが困難である高齢者等の状況に関する市への報告
- ・(4)については、判明した時点で速やかに、下記の神戸市ホームページに設置されたフォームから報告願います。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/sessyukonnanhokoku.html>
- ・頂いた報告をもとに、神戸市が今後実施する接種支援事業の検討・活用を進めてまいります。

○ 「神戸市高齢者等に対する新型コロナワクチン接種円滑化業務」に関する問い合わせ内容について

- ・4月下旬にワクチン接種予約を支援したが、事業の対象者として考えてよいか
⇒業務実施期間を4月19日（最初の接種券発送日）から、としておりますので、4月に支援していただいた場合も対象となります。
- ・委任状や請求書の代表者名は法人の代表者とすべきか、事業所の管理者とすべきか

⇒神戸市との集合契約を結ぶことが出来る代表者であればどちらでも構いません。

- ・実施報告書や請求書はいつ提出すればよいか

⇒7月ないし8月にワクチン接種が一定程度進んだ段階で、それまでの実績をまとめて報告し、併せて請求書を提出ください。なお、各事業所から神戸市ケアマネジャー連絡会へ提出し、取りまとめて市へ提出となります。（提出期限を現時点では定めていません。）

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4-1 総合福祉センター2階
一般社団法人 神戸市ケアマネジャー連絡会 集合契約担当
info@kobe-caremane.net

- ・接種が困難である方の登録については、実施報告書提出後に行えばよいか

⇒接種会場へ行くことが難しく、かかりつけ医による往診等での対応も不可能であると判明した時点で、速やかに上記のフォームから報告をお願いします。

- ・要介護認定を受けた高齢者のご家族の接種予約も支援したが、事業の対象となるか
⇒当事業の対象となるのは要介護認定を受けた高齢者等に限りです。

- ・同じ方で、5月に接種予約の支援をして6月にヘルパー等サービス調整した場合等、同じ方で月をまたがって支援した場合は、両方の月に請求できるか。
⇒当事業は、支援した月・時期に関わらず、対象者お一人に対して1,000円の委託費です。

(問い合わせ先)

神戸市福祉局介護保険課 内藤・福原 TEL：322-6228

FAX：322-6049

kobekaigohokenka@office.city.kobe.lg.jp